埼玉県公安委員会規程第12号

自転車運転者講習に関する規程を次のように定める。

平成 27 年 5 月 29 日

埼玉県公安委員会委員長

自転車運転者講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自転車運転者講習(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第16号の規定に基づく自転車の運転による交通の 危険を防止するための講習をいう。以下「講習」という。)の実施について必要な事項 を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 講習は、法第108条の3の5第2項に規定する講習の受講命令(以下「受講命令」という。)を受けた者に対して行うものとする。

(命令書交付時の措置)

第3条 前条に規定する受講命令は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号) 第38条の4の4第2項に規定する命令書(以下「命令書」という。)を交付して行うも のとする。この場合において、被命令者から自転車運転者講習受講命令書受領書(様式 第1号)(以下「受領書」という。)を徴するものとする。

(受講命令の執行依頼等)

- 第4条 埼玉県公安委員会は、被命令者の住所地が埼玉県外である場合は、当該住所地を管轄する都道府県(方面)公安委員会(以下「住所地公安委員会」という。)に対して、受講命令を決定した旨の通知を行うものとする。この場合において、埼玉県に被命令者の勤務地があるなどの理由で被命令者が埼玉県での受講を希望している場合等を除き、住所地公安委員会に受講命令の執行を依頼するものとする。
- 2 前項の通知は、命令通知書(様式第2号)を住所地公安委員会に送付して行うものとする。
- 3 第1項の規定により受講命令の執行を依頼するときは、被命令者に交付する命令書と ともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付するものとする。

(受講命令の執行依頼を受けた場合の措置)

- 第5条 埼玉県公安委員会は、受講命令を決定した都道府県(方面)公安委員会(以下 「命令公安委員会」という。)から受講命令の執行依頼を受け、受講命令を執行する場合は、命令公安委員会から送付された命令書を被命令者に交付して行うものとする。
- 2 前項の命令書を交付した場合は、被命令者から受領書を徴するとともに、命令執行通 知書(様式第3号)によりその旨を遅滞なく命令公安委員会に通知するものとする。
- 3 被命令者が住所地にいない場合は、命令書返送書(様式第4号)により命令書を命令 公安委員会に返送するものとする。

(受講命令書を交付できない場合の措置)

第6条 被命令者の所在が不明である場合、被命令者が懲役又は禁錮の刑の執行中である場合等命令書を交付することができない場合又は住所地公安委員会に受講命令の執行を依頼したものの被命令者が住所地におらず住所地公安委員会から命令書が返送された場合は、命令書を保管し、命令書を交付することができるに至ったときに備えるものとする。

(委任)

第7条 講習の実施要領その他必要な事項については、埼玉県警察本部長が定めるものと する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(令和4年5月13日公安委員会規程第5号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和5年6月30日公安委員会規程第7号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

							年	月	日
		自転車	<b>፲運転者講</b>	習受講	命令書	受領書			
	公安委員会	殿							
				住所					
				 連絡5	t				
				氏名					
私は、	年	月	日から		年	月	日まで	の間に自	転車運
転者講習を	受けるべき	ことを1	命令すると	ヒいうP	内容の	自転車道	重転者講	習受講命	う令書を
受領しまし	た。								
自転車運	転者講習の	受講の場	易所・日時	身につい	ては、				
□ 別途	調整します。								
□ <i>\</i> # Ø	とおりとし	ます							
	C \$ 9 C C .	<b>みり</b> 。							
場所									
				午前	前				
日時	年	月	日	,			時	分かり	
				午後	发				

(注) 該当する項目の□に✔印を記入すること。

	公安委員会 殿		年	月	日
			埼	玉県公安	委員会
	命令通	知書			
	委員会は、貴公安委員会の管轄区 を行ったので通知する。	「域内に自	€所を有する	る次の者	に対し、
	記				
住所					
フリガナ 氏 名		(	年	月	日生)
命令理由	違反名:	(	年 違反) 年 違反)	月月	日)
	受講命令書を被命令者に		対済み )		
命令執行	貴公安委員会への命令執行依頼	į	□あり		
	自転車運転者講習の実施		安委員会公安委員会		
備考					

(注) 該当する項目の□に✔印を記入すること。

						年	月	日
公	安委員会 殿							
						;	埼玉県公	安委員会
		命令	執	行 通	知	書		
貴公安委員	会から	年	月	日(	こ執っ	行依頼の	あった受	を講命令に
ついては、次の	のとおり受講食	命令書を	交付しが 記		通知す	うる。		
住 所								
被命令者				(		年	月	日生)
交 付 日			年	月		日		
備考								

年 月 日

公安委員会 殿

埼玉県公安委員会

命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった次の者に 対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令 書を返送する。

記

	J ガ ナ				
氏	名	(	年	月	日生)
備	考				